

伊達市令和4年福島県沖地震 対策支援事業

伊達市では福島県緊急経済対策資金融資制度「令和4年福島県沖地震対策特別資金」を利用した方を対象に

① 信用保証料補助 50万円まで補助

② 利子補給補助 3年間で100万円まで補助

※1回目の利子支払いから3年間分（36回分）の利子

□概要 福島県緊急経済対策資金融資制度
「令和4年福島県沖地震対策特別資金」

【対象者】

令和4年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法の適用地域内に事業所を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット4号）

【要件】

- ① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 地震に起因して、事業活動に影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しておりかつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ③ 上記の①、②の要件を満たし、セーフティネット4号の認定を受けていること。

【融資の条件】

- ① 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）
- ② 融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ③ 融資利率 固定 年1.3%以内
- ④ 保証料率 年0.5%以内 信用保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります（年0.5%）

【申請期限（厳守）】

令和5年3月14日（火）まで

【申請書類】

次の書類をそろえて郵送又は持参にて御提出ください。
様式は伊達市商工観光課ホームページに掲載しています。

①信用保証料補助

- 中小企業信用保証料補助金交付申請書
- 伊達市信用保証料補助金の交付に関する情報提供承諾書（様式第2号）の写し
- 信用保証決定の通知の写し
- 信用保証料計算書の写し
- 市税の納税証明書（直近3ヵ月以内のもの）

②利子補給補助

- 利子補給補助金交付申請書
- 融資契約書の写し
- 返済予定表の写し
- 市税の納税証明書（直近3ヵ月以内のもの）の写し

※市内事業については誓約書兼同意書を提出することで市税の納税証明書に代えることができます。

【申請・問い合わせ先】

伊達市役所 商工観光課 商工労政係

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL : 024-573-5632 FAX : 024-573-5865